

横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

この要領において、要綱とは横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「要綱」という。）のことを指します。

1 件名

横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託

2 業務の内容

別紙 業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限価格）は 1,496,000 円（税込み）とします。

なお、提案提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
令和 8 年 9 月 2 日(水) 17 時まで(必着)	「参加意向申出書」等提出締切	電子メール
9 月 8 日(火)	「提案資格確認結果通知書」送付	電子メール
9 月 18 日(金) 17 時まで(必着)	「質問書」提出締切	電子メール
9 月 30 日(水)	「質問回答書」送付	電子メール ※質問なしの場合送信なし
10 月 7 日(水) 17 時まで(必着)	「提案書」提出締切	持参又は郵送
10 月 21 日(水)(予定)	プロポーザル評価委員会 (ヒアリング)	
11 月上旬(予定)	業者選定委員会付議	
11 月下旬(予定)	「結果通知書」送付	電子メール

4 参加条件

参加の条件は、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、営業種目「印刷物企画デザイン」の細目 A「印刷物企画デザイン」に登録していること。
 なお、参加意向申出書を提出した時点で、一般競争入札有資格者名簿に未だ登録されていないが、上記の種目及び細目において現に入札参加資格審査申請を行っている場合は、受託候補者を特定する期日までに名簿登録が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者。
- (3) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。
- (9) 本業務と類似の事業履行実績（「自治体における魅力記事制作掲載」の履行実績が 1 件以上）を有する者。ただし、実績は横浜市における事業実績でなくても構わない。

5 参加意向申出書

参加意向について、次により参加意向申出書の提出をお願いします。

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 2 日(水)午後 5 時 必着
- (2) 提出方法 電子メール（PDF データで添付）

《注意事項》

- ・メール件名は下記のとおりとします。

【参加意向申出書提出】横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記してください。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。提出期限を過ぎた場合は受け付けません

- (3) 提出先 〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4
青葉区役所区政推進課広報相談係 担当：小松、笹渡
Email：ao-koho@city.yokohama.lg.jp、Tel：045-978-2221

- (4) 提出書類

ア 参加意向申出書 1 部

イ 誓約書 1 部

ウ 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の者については、申請中であることを証明できる書類 1 部

6 提案資格確認結果通知書（要綱様式 2）、プロポーザル関係書類提出要請書（要綱様式 6）

- (1) 送付日時 令和 8 年 9 月 8 日(火)
- (2) 送付方法 電子メール
- (3) その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

7 質問書の提出

本要領の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答はプロポーザル提出要請者全員に通知します。質問事項のない場合は提出不要です。

- (1) 提出期限 令和8年9月18日(金)午後5時 必着
- (2) 提出方法 5の(2)と同じ
- (3) 提出先 5の(3)と同じ
- (4) 回答送付日・方法 令和8年9月30日(水)までにEメールにて送付
※質問なしの場合は送信なし

8 提案書の提出

提案書は【提案書作成要領・別紙1】「提案書の提出について」に基づき、所定の様式等で作成してください。

- (1) 提案書の提出
 - ア 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
 - イ 提出期限 令和8年10月7日(水)午後5時 必着
 - ウ 提出方法 持参か郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）
 - エ 提出先 5の(3)と同じ
- (2) その他
 - ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
 - イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された提案書は返却しません。
 - エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
 - オ 提案内容の変更は認められません。

9 辞退について

「参加意向申出書（第1号様式）」提出後に辞退する場合は、「辞退届」を書面にて提出する。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により、提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和8年10月21日（水）
- (2) 実施場所 青葉区役所会議室（横浜市青葉区市ケ尾町31番地4）
- (3) 出席者 3名以下 ※必要最小限としてください。
- (4) その他
 - ア 時間等詳細については、別途お知らせします。
 - イ 提案者名を推測できる発言及び提案書に記載のない項目の説明は行わないようにしてください（提案内容を超える説明は、評価の対象となりません）。
 - ウ 評価委員配布用の提案書は、本市で用意しますので、持参する必要はありません。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	青葉区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託 プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	・青葉区副区长 ・青葉区総務課長 ・青葉区地域振興課長 ・青葉区税務課長 ・青葉区福祉保健課長 ・青葉区高齢・障害支援課長 ・青葉区保険年金課長 ・青葉区土木事務所副所長	・青葉区総務課長（指名業者選定委員会委員） ・青葉区地域振興課長（指名業者選定委員会委員） ・青葉区区政推進課長 ・青葉区高齢・障害支援課長（指名業者選定委員会委員） ・青葉区こども家庭支援課長

12 評価基準

提案書評価基準（別紙２）のとおり

13 特定・非特定の通知

提案書の提出者に対して、特定・非特定の結果を結果通知書（要綱様式７）により、令和８年１１月下旬（予定）までに通知します。

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

14 その他

(1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみを使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはない。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがある。

(2) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において特定を見合わせるがある。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

エ 受託候補者として特定された者と本市は、後日、本要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締

結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

オ 「参加意向申出書」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「4 参加条件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

(3) 無効となるプロポーザル

- ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの
- イ 提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要す。